

## 学校法人帝京大学 公益通報者保護規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下、「法」という）の趣旨に基づき、学校法人帝京大学（以下、「本法人」という）における公益通報者の保護等を定めることにより、法令違反行為等の早期発見と是正を図り、もって、本法人におけるコンプライアンス（法令遵守）体制の強化に資することを目的とする。

2 この規程において「公益通報」とは、本法人の役員もしくは教職員（派遣契約その他契約に基づき本法人の業務に従事する者を含む）および通報の日から1年以内に本法人の教職員であった者（以下、「教職員等」という）が次の各号に掲げる事実が生じ、またはまさに生じようとしている旨を、この規程に定める本法人の受付窓口に通報することをいう。

(1) 法に定める通報対象事実（法令違反行為）

(2) 本法人における教育活動、研究活動または業務運営にあたってなされた不正の事実

3 この規程において「公益通報者」とは、公益通報を行った本法人の役員、教職員等をいう。

(窓 口)

第2条 公益通報の受付窓口（以下、「窓口」という）は本部総務課長とする。

(公益通報対応業務従事者)

第3条 法第11条第1項が規定する公益通報対応業務従事者（以下、「従事者」という）を学校法人帝京大学事務組織規程に規定する事務組織の長（以下、「事務組織の長」という）および本部総務課長とする。

(通報の方法)

第4条 公益通報は、電話、電子メール、FAX、書面、または面会で行うものとする。

2 公益通報は、原則として実名で行うものとする。

(通報の受付)

第5条 窓口において、公益通報を受けたときは、理事長へ報告するとともに、連絡先が不明等正当な理由がある場合を除き、すみやかに当該公益通報を受け付けた旨を当該公益通報者に通知するものとする。

2 前項の公益通報を受け付けたときは、通報事実を確認できる資料等の提出を求めることができる。

3 通報受付担当者以外の本法人の教職員が、公益通報を受けたときは、すみやかに窓口に連絡し、または当該公益通報者に対し窓口に公益通報するように助言しなければならない。

(調 査)

第6条 通報された事項に関する事実関係の調査は、理事長が指定する事務組織の長が行う。

2 前項により指定された事務組織の長は、調査する内容によって、調査チームを設置することができる。

3 前項の調査チームの構成員は、第1項により指定された事務組織の長が選定し、理事長の承認を得るものとする。

4 第1項により指定された事務組織の長は、調査チームの構成員に対し、公益通報者を特定させる事項を伝達される必要がある場合には、従事者の地位に就くことを当該者自身に明らかとなる方法により伝達する。

(報告)

第7条 第6条第1項の規定により調査を行う事務組織の長は、調査が終了したならばその結果をすみやかに理事長へ報告するものとする。

(関係者の排除等)

第8条 理事長は、被通報者（その者が第1条第2項の各号に掲げる事実を行った、行っている、または行おうとしていると通報された者をいう。以下同じ）を当該被通報者に係る事案の処理に関与させてはならない。

2 組織の長等が主導・関与する事案の対応については、これらの者からの独立性を確保するものとする。

(協力義務)

第9条 本法人の教職員等は、第6条に規定する調査（以下、「調査」という）に際して協力を求められた場合は、正当な理由なくこれを拒否することができない。

(是正措置等)

第10条 本法人は、調査の結果、第1条第2項の各号に掲げる事実が明らかになった場合には、すみやかに是正措置および再発防止措置（以下、「是正措置等」という）を講じなければならない。

2 第6条第1項の規定により調査を行う事務組織の長は、是正措置等を検討または行う者に対して、公益通報者を特定させる事項を伝達される必要がある場合には、従事者の地位に就くことを当該者自身に明らかとなる方法により伝達する。

3 理事長は、是正措置が適切に機能しているか否かを検証し、適切に機能していないことが判明した場合には、追加の是正措置等を講じるものとする。

(公益通報者等の保護)

第11条 本法人は、公益通報者および調査協力を行った者に対して解雇その他いかなる不利益を与える取扱いも行ってはならない。

2 本法人の役員および教職員等は、公益通報者および調査協力を行った者に対して不利益を与える取扱いや嫌がらせ、公益通報者および調査協力者の探索・漏洩（以下、「不利益な取扱い等」という）を行ってはならない。

3 前項の不利益な取り扱い等を行った者には、就業規則または本法人の定める規程等に従って処分を課することができる。

(個人情報の保護)

第12条 公益通報を受けた本法人の教職員および調査チームの構成員その他公益通報の処理に関与した者は、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(通知)

第13条 本法人は、公益通報者に対して、調査結果および是正結果について、連絡先が不明等正当な理由がある場合を除き、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(記録)

第14条 第6条第1項の規定により調査を行う事務組織の長は、公益通報への対応に関する記録を作成し、その写しを本部総務課へ提出しなければならない。

2 本部総務課長は、提出を受けた記録を適切な方法により保管しなければならない。

(不正の目的の通報)

第15条 公益通報者は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的の通報を行ってはならない。

2 本法人は、前項の不正の目的の通報を行った者に対し、就業規則または本法人の定める規程等に従って処分を課すことができる。

(周知)

第16条 本法人は、教職員等に対し、公益通報制度について適切に周知を行う。

(個別規程の適用)

第17条 この規程の定めにかかわらず、通報事実に関し、適用を受けるべき個別の規程等(以下、「個別規程等」という)が定められている場合には、当該個別規程等の定めるところにより必要な措置をとるものとする。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

2 この規程の運用に際しては、理事長を責任者とする。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別途定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2006(平成18)年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2013(平成25)年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、2017(平成29)年7月1日から施行する。
- 4 この規程は、2022(令和4)年6月1日から施行する。